

小野市国民健康保険運営協議会の公開等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小野市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開基準)

第2条 国民健康保険運営協議会の会議（以下「会議」という。）は原則公開とする。ただし、会議の内容が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、会議を非公開とすることができる。

- (1) 小野市公文書公開条例（平成10年小野市条例第1号。以下「公開条例」という。）第8条各号及び第9条各号に定める情報に該当すると認められる場合
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な議事運営に支障が生じ、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 傍聴者の定員は、あらかじめ会長が定めること。
- (2) 会場に傍聴席を設けること。
- (3) 傍聴者の受付は、事前申込により会議の2日前まで行い、その決定は先着順によること。
- (3) 傍聴者に対しては、会議資料を配布すること。ただし、第2条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。
- (4) 傍聴者は、会議場に入るときは、自己の氏名及び住所を受付簿に記入すること。
- (5) 会議開催後は、受付を行わないこと。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴し、会議の公正かつ円滑な運営を妨げてはならない。

- (1) 写真撮影、録画及び録音をしないこと。
- (2) 携帯電話は電源を切ること。
- (3) みだりに席を外さないこと。
- (4) 会議における言動に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

(5) 会議の妨害となるような行為及び他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第5条 傍聴者が前条各号に定める事項に違反し、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議開催の周知)

第6条 会議を開催する場合は会議開催予定日の3週間前までに、次に掲げる事項を市のホームページに掲載する方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき及び会議が非公開となるときは、この限りではない。

(1) 会議名・開催日時・開催場所・傍聴の申込期間・傍聴者の定員

(2) 議題

(3) その他必要な事項

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。